

別表1 旅費の支給基準

旅費の種類	旅費の支給額	摘要
鉄道賃	1 新幹線料金（乗車券代・座席指定料金を含む）	役員等が職務の執行のために自宅又は主たる勤務場所（常勤の理事・監事においては当法人の施設）とそれら以外の目的地（非常勤の役員等においては当法人の施設を含む）との間を移動する際の費用に限り適用する。
船賃	1 船舶による必要な運賃 2 寝台又は個室を必要とした場合、その料金	
車賃	1 交通機関（バス、タクシー）の定める料金 2 自家用車の場合1kmにつき20円とする。 3 高速自動車道路料金 4 その他必要な料金（駐車料金など）	
航空賃	1 飛行機による必要な運賃 2 その他必要な料金	
食事代	1食1,000円とする。	
宿泊料	1泊12,000円とする。	指定宿泊の場合で実際の宿泊費が左記の金額を超える場合は、差額分も支給する。

別表2 日当の支給基準

職務執行の種類	支払い対象者		日当額	備考
	（実際に業務を行った委員）			
理事会、評議員会	理事、監事、評議員		4,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・1日に複数の職務を執行した場合には該当する日当をすべて支給する。 ・常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、正規の勤務時間外に開催される理事会等に理事として出席する場合には限り適用する。
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員		2,000円	
内部監査	通常監査	監事	4,000円	
	決算監査	監事	5,000円	
理事長専決等の業務	理事長		5,000円	
指導監査立会	理事、監事		4,000円	
苦情解決業務	第三者委員		4,000円	
その他の会議	すべての役員等		4,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長の承認を要する。 ・出張日当は、日数に応じて支給する一日当たりの額として扱う。
出張（この法人の施設以外の場所における職務執行）	すべての役員等		4,000円	